

議第25号

三島市地方活力向上地域における市税の特例に関する条例の一部を改

正する条例案

三島市地方活力向上地域における市税の特例に関する条例（平成29年三島市条例

第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士